

情報公表未報告減算の取扱いについて

1 減算が適用されるサービス種別

- 施設・居住系 : 療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設
- 訪問・通所・相談系 : 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

2 減算される単位数

- 施設・居住系 : 所定単位数の10%減算
- 訪問・通所・相談系 : 所定単位数の5%減算

3 減算が適用される要件

障害者総合支援法第76条の3（児童福祉法第33条の18）の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合

4 減算の適用期間

- ・減算の適用開始月：未報告の時点まで遡及※

身体拘束廃止未実施減算、虐待防止措置未実施減算のように行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点の翌月から適用するものではありません。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1（令和6年3月29日）問19

※減算が創設された令和6年4月まで遡及

- ・減算の適用終了月：報告を行っていない状況が解消されるに至った月

情報公表制度において未報告の事実が生じた場合、速やかに障害福祉サービス等情報公表システムを用いて必要情報を入力し、承認申請を行っていただきます。当該申請により基準に満たない状況が解消された月が減算終了月となります。

なお、実地指導により報告を行っていない事実が確認できた場合は、未報告状況の早期解消を進めるため、実地指導結果通知に基づく改善状況報告とは別に上記承認申請を実施いただくことも可能です。

※例：X年10月の実地指導において、情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合。

減算の適用開始月：令和6年4月（サービス提供分）

減算の適用終了月：①X年11月に承認申請を行った場合 X年11月

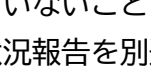
（実地指導を実施した同月内に承認申請を行った場合はX年10月）

5 その他

障害福祉サービス等情報公表システムへのログイン ID・パスワードが分からない場合。

- ・ログイン ID・パスワードは指定時に届出された法人のメールアドレス宛にシステムから送信されています。
- ・ログイン ID の確認がしたい場合は必ずメールにてお問い合わせください。電話での回答は致しかねます。法人のメールアドレスを変更されている場合はメールでのお問い合わせ時に合わせてお知らせください。

6 情報公表未報告減算の取扱い（流れ）

順	時期	概要
①	事実が確認された日 (実地指導等)	実地指導等により、情報公表に係る報告がされていないことを姫路市が確認
		
②	加算届の提出	情報公表未報告減算に該当する旨を記載し、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出（障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出）（加算届）、体制等状況一覧表を姫路市監査指導課に提出
		
③	情報公表システムに報告	障害福祉サービス等情報公表システムにより必要情報を入力し、承認申請を行う
		
④	当該減算を適用	基準を満たさない事実が生じた時点まで遡及し当該減算を適用。直近報酬請求分は当該減算を適用し報酬請求を実施し、過去分は過誤調整による返還を実施
		
⑤	加算届の提出	情報公表未報告減算が非該当となる旨を記載し、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出（障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出）（加算届）、体制等状況一覧表を姫路市監査指導課に提出
		
⑥	情報公表システムの報告内容の確認	承認申請内容に不備があった場合、補正対応を行う。（報告内容が認められた場合、減算は終了）

※実地指導において運営基準を満たしていないことを姫路市が確認した場合、実地指導の結果通知において文書指摘を行い、改善状況報告を別途行っていただきます。